

## 豊田市防火危険物安全協会会費基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、豊田市防火危険物安全協会規約第25条の規定に基づき、会員の会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 会費は、次により会員が負担する。

- (1) 各種団体 別表第1のとおりとする。
- (2) 一般事業所 別表第2のとおりとする。
- (3) 危険物施設保有事業所 別表第3のとおりとする。
- (4) 賛助事業所 上記以外で、協会の趣旨に賛同する事業所に対して、別表第4のとおりとする。

### (会費の納入方法)

第3条 会費の納入は口座へ振込、又は事務局へ納入するものとする。

### (委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

## 別表第 1

## 各種団体の会費算定表

## 組合・協会〔構成会員数〕

構成会員数	金額 (円)	構成会員数	金額 (円)
10以下	9,000	11~50	18,000
51~200	26,000	201~350	35,000
351~500	45,000	501~650	60,000
651~800	80,000	801以上	90,000

備考 各組合又は協会が保有する店舗数等が構成会員数の2倍以上の団体は、一会員4,000円とする。ただし、1万円未満は切り捨てる。

## 別表第 2

## 一般事業所の会費算定表

## 病院・医院〔病床数〕

病床数 (床)	金額 (円)	病床数 (床)	金額 (円)
20以下	4,000	21~100	6,000
101~200	9,000	201~400	18,000
401以上	26,000		

## 物品販売店・ホテル・その他〔建物延面積〕

面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)
500以下	4,000	500超~750	6,000
750超~1,000	9,000	1,000超~10,000	18,000
10,000超~30,000	26,000	30,000超	35,000
30,000㎡を超え、かつ 5店舗以上ある物販店	45,000		

別表第 3

危険物施設保有事業所の会費算定表

〔危険物許可施設数〕

許可施設数	金額 (円)	許可施設数	金額 (円)
1	1,000	2~4	2,000
5~7	4,000	8~10	5,000
11~15	6,000	16~20	7,000
21~30	9,000	31~40	11,000
41~60	13,500	61~80	15,000
81 許可施設以上については、80 許可施設の金額に 50 施設を超えるごとに 5,000 円を加えた金額とする。			

〔危険物倍数〕

倍数	金額 (円)	倍数	金額 (円)
20 未満	3,000	20~40 未満	4,000
40~70 未満	5,000	70~150 未満	6,000
150~300 未満	7,000	300~500 未満	10,000
500~800 未満	12,000	800~1,100 未満	14,000
1,100~1,400 未満	16,000	1,400~1,800 未満	18,000
1,800~2,200 未満	20,000	2,200~2,600 未満	22,000
2,600~3,000 未満	25,000		
3,000 倍以上については、3,000 倍までの金額に 500 倍を超える毎に 2,000 円を加えた金額とする。			

備考

- 1 同一業種の事業所を単位とし、上表の危険物許可施設数金額と危険物倍数金額の合計金額とする。
- 2 上記に関わらず 1 事業所の最高限度額は 100,000 円とする。

別表第 4

賛助事業所の会費算定表

基本口数	金額 (円)
1 口	3,000

備考 任意の口数の金額とする。